

# 一般社団法人きりゅう市民活動推進ネットワーク 定款

## 第1章 総則

### 第1条(名称)

この法人は、「一般社団法人きりゅう市民活動推進ネットワーク」(以下当法人)と称する。

### 第2条(事務所)

当法人は、主たる事務所を群馬県桐生市に置く。

### 第3条(公告の方法)

当法人の公告は、電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告ができない場合は、官報に掲載する方法により行う。

## 第2章 目的および事業

### 第4条(目的)

当法人は、広い意味での社会貢献を目的とした個人・団体の活動(市民活動)などのネットワークを推進し、市民が主体となって「いきいきとした桐生」をつくる事を目的とする。

### 第5条(事業)

前項の目的を達成するために以下の事業を行う。

- 一 市民活動が生まれ育つ環境づくり事業
- 二 市民活動の個々の分野を越えたネットワークづくり事業
- 三 市民活動推進のための拠点づくり事業
- 四 企業・行政等とのパートナーシップづくり事業
- 五 その他、当法人の目的達成に必要な事業

## 第3章 会員

### 第6条(種別)

当法人の会員は次の3種とし、正会員をもって「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」(以下「一般法人法」という)上の社員とする。

- 一 正会員:当法人の目的に賛同して活動するため入会した個人および市民活動団体で、総会において議決権を有する。
- 二 パートナーシップ会員:当法人の目的に賛同し協働する企業および行政関係機関等で、総会において議決権を有さない。

三 賛助会員:当法人の目的に賛同して活動を、資金面、機材面から支援する個人・団体で総会において議決権を有さない。

#### **第7条(入会)**

当法人に会員として入会しようとする者は、入会申込書を理事会に提出し、承認を得なければならない。

#### **第8条(会費)**

会員は、会費を納入しなければならない。

2 会費は、総会の議決により決定する。

#### **第9条(会員の資格の喪失)**

会員が次の各号の一に該当するときは、その資格を喪失する。

- 一 退会届の提出をしたとき。
- 二 本人が死亡または、団体が解散したとき。
- 三 会費を所定の期日までに納入しないとき。
- 四 除名されたとき。

#### **第10条(退会)**

会員は、退会届を提出して、任意に退会することができる。

#### **第11条(除名)**

会員が、次の各号の一に該当するときは、社員総会において総社員の半数以上であって、出席正会員数の4分の3以上の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- 一 当法人の定款に違反したとき。
- 二 公序良俗に反する行為をするなど、当法人の名誉を傷つけ、又は、当法人の目的に反する行いをしたとき。

#### **第12条(抛出金品等の不返還)**

既に納入された会費およびその他の抛出金品は、返還しない。

## **第4章 社員総会**

#### **第13条(総会)**

社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会の2種とし、「一般法人法」に定める社員総会とする。

#### **第14条(構成)**

社員総会は、社員(第6条で定める正会員)をもって構成する。

- 2 議長は、出席した社員の中から代表理事が指名する。
- 3 パートナーシップ会員および賛助会員は社員総会に出席し、意見を述べることができる。

#### **第15条(権能)**

社員総会は、以下の事項について議決する。

- 一 事業計画および収支予算
- 二 事業報告および収支決算
- 三 定款の変更および改廃
- 四 理事および監事の選任又は解任
- 五 会費の額の変更
- 六 その他社員総会で議決するものとして法令又はこの定款で定められた事項

#### **第16条(開催)**

社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき代表理事が招集する。

- 2 定時社員総会は、年1回、毎事業年度終了後3か月以内に開催する。
- 3 臨時社員総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催を請求することができる。
  - 一 代表理事が必要と認め招集の請求をしたとき。
  - 二 社員の総議決権の5分の1以上の議決権を有する社員から、社員総会の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

#### **第17条(定足数)**

社員総会は、正社員の総数の2分の1以上(委任を含む)の出席をもって開会することができる。

#### **第18条(議決)**

総会の議事の議決は、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長がこれを決定する。

#### **第19条(表決権等)**

議決権は、正社員の内、個人(1票)、団体(1票)とする。

- 2 社員総会に出席できない社員は、他の社員を代理人として議決を委任することができる。

### **第5章 役員および顧問**

#### **第20条(種別及び定数)**

当法人に次の役員を置く。

- 一 理事 3名以上10名以内

二 監事 3名以内

2 理事のうち1名を代表理事とする。

3 代表理事を理事長とし、理事のうち2名を副理事長とすることができる。

#### **第21条(役員を選任)**

理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

2 理事のうち、理事のいずれか1名とその配偶者又はその三親等内の親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事全体の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。

3 他の同一の団体(公益法人を除く)理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係な関係にある者である理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。

4 代表理事および副理事長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

#### **第22条(職務)**

当法人の役員は以下のとおり職務を遂行する。

一 代表理事は、当法人を代表し、その業務を統括する。

二 副理事長は、代表理事を補佐し、代表理事に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代行する。

三 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

四 監事は、事業および会計を監査し、総会で報告する。

#### **第23条(任期)**

理事および監事の任期は選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 補欠のため、又は増員によって就任した理事の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

3 理事は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行なわなければならない。

#### **第24条(顧問)**

当法人に顧問を置くことができる。

2 顧問は理事会で推薦し、社員総会で承認する。

## **第6章 理事会**

#### **第25条(理事会)**

理事会は、理事をもって構成し、必要により代表理事が招集し、議長は、代表理事が務める。

2 理事会は、当法人の事業執行に関する事項、その他の重要事項を議決する。

- 3 理事会の成立は、理事の過半数の出席をもって成立し、その過半数の同意をもって執行する。
- 4 理事会は、当法人の事業を執行するため、必要に応じて幹事の選任、専門部会および委員会を置くことができる。

## 第7章 委員会

### 第26条(委員会)

委員会は、本定款第5条の事業を行うために組織される。

- 2 委員会は、会員をもって構成し必要により委員長が招集し、議長は委員長が務める。
- 3 委員会は、社員総会で承認された事業を行う。

## 第8章 幹事

### 第27条(幹事)

幹事は当法人の事業を推進するために選任され、必要に応じ幹事会を組織する。

- 2 理事会は幹事のうちから必要に応じ以下の役職を設けることができる。
  - 一 事務局長 1名
  - 二 書記 2名以内
  - 三 会計 2名以内
  - 四 委員長 若干名
- 3 役職ごとの職務は以下のとおりとする。
  - 一 事務局長は、庶務を調整処理し事務局を統括する。
  - 二 書記は、当法人の書記業務を行う。
  - 三 会計は、当法人の会計業務を行う。
  - 四 委員長は、委員会を代表し会務を総括する。
- 4 幹事の任務、構成及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。
- 5 幹事の任期は選任後1年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

## 第9章 事務局

### 第28条(事務局)

当法人の事務を処理するため、事務局を設置することができる。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置くことができる。
- 3 事務局の組織及び運営等に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

## 第10章 資産および会計

### 第29条(資産の構成)

当法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- 一 会費
- 二 事業に伴う収入
- 三 寄付金品
- 四 その他の収入

### 第30条(資産の管理)

当法人の資産は、代表理事が管理し、その方法は、理事会が別に定める。

### 第31条(余剰金分配の禁止)

当法人の余剰金は、これを一切分配してはならない。

### 第32条(残余財産の帰属)

当法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定に関する法律第5条第17項に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に帰属させるものとする。

## 第11章 事業および会計年度

### 第33条(事業年度)

当法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日とする。

### 第34条(細則)

本定款の施行について必要な細則は、理事会がこれを定める。

## 第12章 附則

### 第35条(最初の事業年度)

当法人の最初の事業年度は、当法人設立の日から令和3年3月31日までとする。

### 第36条(設立時の理事、代表理事及び監事の氏名、住所)

当法人の設立時理事及び監事は、次のとおりとする。

設立時	理事	近藤 圭子	群馬県桐生市美原町5番52号 ミスヤンバン101
設立時	理事	下山 啓二	群馬県桐生市相生町1丁目259番地の2

設立時 理事 角田 亘 群馬県桐生市広沢町7丁目5134番地の1

設立時 理事 今泉 勇二 群馬県桐生市新里町新川3530番地2

(令和2年7月9日 死亡により退任)

設立時 理事 中山 一郎 群馬県桐生市新里町新川1390番地4

設立時代表理事 近藤 圭子 群馬県桐生市美原町5番52号 ミスヤンバン101

設立時 監事 松島 宏明 群馬県桐生市相生町1丁目456番地の30

### 第37条(設立時の社員の氏名及び住所)

当法人の設立時社員の氏名及び住所は、次のとおりとする。

群馬県桐生市美原町5番52号 ミスヤンバン101

設立時社員 近藤 圭子

群馬県桐生市新里町新川1390番地4

設立時社員 中山 一郎

### 第38条(法令の準拠)

この定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令によるものとする。

以上、一般社団法人きりゅう市民活動推進ネットワークの設立のため、この定款を作成し、設立時社員が次に記名押印する。

令和2年3月5日

設立時社員 近藤 圭子 ⑩

設立時社員 中山 一郎 ⑩

### (附則)

(1)本定款は、令和2年4月1日から施行する。

(2)本定款は、令和2年7月9日から施行する。

(3)本定款は、令和4年5月21日から施行する。